

## 令和7年度第2回木津川市文化財保護審議会 議事録抄録

- 日 時 令和7年8月20日（水）14時30分～16時30分
- 場 所 木津川市役所5階 全員協議会室
- 出席者 審議員 源城政好、増井正哉、宗田好史、高橋克壽、岩井共二、森本幸治、三浦孝啓、淺田兼弘、浅井克悦、鐘江嘉彦  
事務局 竹本教育長、平井教育部長、松井教育部次長兼文化財保護課長  
文化財保護課 八田総括専門官、永澤課長補佐、北畠主事  
傍聴者 1名

- 1 開会
- 2 委嘱書交付 令和9年7月25日までの任期にかかる委嘱書を教育長から審議員一人ずつ順に交付
- 3 教育長挨拶
- 4 審議員紹介 審議員一人ずつ自席にて起立し自己紹介
- 5 事務局員紹介 松井次長兼文化財保護課長から一人ずつ紹介、起立し挨拶
- 6 木津川市文化財保護審議会について

松井次長兼文化財保護課長から、木津川市文化財保護審議会条例の主な条項の規定を説明
- 7 会長・副会長の選出について

審議員が互選する条例規定。審議員から、会長に源城審議員を、副会長に増井審議員を推薦する発言あり。「異議なし」の声あり。推薦発言のとおり、会長に源城政好審議員、副会長に増井正哉審議員が選出された。
- 8 議事
  - ・報告 令和6年度文化財事業報告及び令和7年度文化財事業計画について
  - ① 木津川市教育委員会の取組について

令和6年度実施事業及び令和7年度に実施予定の事業について、資料に基づいて説明。

    - 令和6年度文化財事業報告
      - (1)文化財補助金の交付
        - ・国指定美術工芸品保存修理事業 重文厨子入木造普賢菩薩像（岩船寺）修理
        - ・重要文化財建造物保存修理事業 重文小林家住宅耐震診断
        - ・府指定・登録文化財等補助事業 府指定文化財絹本着色五智如来像（大智寺）修理 他
      - (2)啓発事業
        - ・ふれあい文化講座 2回実施
      - (3)史跡恭仁宮跡の公有化
        - ・令和6年度公有化実績5筆 面積4, 282 m<sup>2</sup>
      - (4)史跡恭仁宮跡保存活用計画の策定
      - (5)史跡椿井大塚山古墳防災施設整備事業

(6)木津川市文化財保存活用地域計画の実行

- ・木津川市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定

(7)文化財保管施設の整備検討

- ・旧山城学校給食センター改修による転用計画の基本計画・基本設計

●令和7年度文化財事業計画

(1)文化財補助金の交付

- ・国指定美術工芸品保存修理事業 重文厨子入木造普賢菩薩像（岩船寺）修理(2年目)  
重文木造薬師如来坐像（西明寺）修理
- ・府指定・登録文化財等補助事業 府指定文化財絹本著色五智如来像(大智寺)修理(2年目)  
府暫定登録文化財木造釈迦如来及び両脇侍坐像(常念寺)修理 他

(2)啓発事業

- ・令和7年度木津川市ふれあい文化講座 3回実施予定

(3)史跡恭仁宮跡

- ・公有化 令和7年度公有化予定3筆 面積2,212m<sup>2</sup>
- ・恭仁宮跡イメージブコンテンツ創出等事業

(4)史跡椿井大塚山古墳防災施設整備事業

- ・5ヶ年事業の4年目。

(5)木津川市文化財保存活用地域計画の実行

- ・協議会会議開催、実行委員会組織化

(6)文化財公開管理施設

- ・旧山城学校給食センターの改修による文化財公開管理施設への転用検討
- ・文化財整理保管センターフラフ（くにのみや学習館）耐震診断

(7)塚穴古墳横穴式石室への門扉設置と公開

(8)建造物調査の実施 3件の調査を実施予定

② 令和6年度中の新指定等文化財について

令和6年度に新指定等となった市内の文化財について、資料により説明。

京都府暫定登録文化財2件、市指定文化財8件

(質疑応答) ⇒ : 委員 → : 事務局 (意見)・○○~

⇒ 恭仁宮跡の公有化に関連し、今後の整備の見通しは。

→ 広大な遺跡であり、策定した保存活用計画に基づき、府と協働して着実に進めていく  
たい。

⇒ 恭仁宮跡の公有化率は。

→ 計画的に公有化を進めるとする第一種保存地区内の史跡指定地の約75%。

- ・ 過疎化により、離農されるなどによって耕作されなくなった農地など、所有者や地域の文化財維持管理力が低下し、災害につながる恐れがある場合も危惧される。木津北地区には保全活動団体もあり、これらも参考に行政も介入して適切な管理に努められたい。  
→ 恭仁宮跡において、農業と共存を図るとする第二種保存地区や、生活生業との共存を図る第三種保存地区であっても、農地や住宅として機能しなくなり、遺跡保護の上で問題がある場合や、活用整備に必要なところは、公有化も検討すべきと考えている。
- ・ 旧山城学校給食センターの改修による文化財公開管理施設への転用については、都市計画審議会でも聞いている。いいものにされたい。  
→ コンサルタントへ基本調査・基本設計を委託した結果、改修による転用は可能ではあるが、財政面の検討も重要であり、多角的に検討することが必要。
- ・ 与謝野町の旧加悦町役場庁舎の活用事例をはじめ、伊賀上野や丹波篠山など、民間活力も活かした歴史的建造物の活用例も参考にされたい。

#### 議題① 木津川市登録文化財の登録基準について

前回の審議会で、登録文化財の登録基準についての提案に対し、審議員から多くの意見があったため、これを反映して再提案。京都府の登録基準を参考に、市に適するよう、また保護の裾野を広げる目的から、幅広く運用できるような文言に整理。

(質疑応答) ⇒ : 委員 → : 事務局 (意見) ・ ○○～

会長 登録文化財の制度創設については、審議会として了承済のもの。登録基準について、前回の提案に対する意見をふまえ、再提案があった。

- ⇒ 京都府の登録文化財制度は、すでに実施されているものであるのか。
- ⇒ 昭和50年代に施行されている。
- ⇒ 府の登録文化財と、市の登録文化財の違いは。
- ⇒ 指定文化財も含め、国・府と市町村では役割が異なると考える。市の登録文化財は、地域住民の思いや愛着などを重視したい。指定文化財に指定されていないが、地元の伝承や信仰などにまつわる文化財などを想定している。
- ・ 文化財指定というと、もとは国からのトップダウンであったものが、地方自治法も改正され、国と地方は対等な立場となっている。市町村の役割、地方の文化財の価値を重んじることができるように、ネガティブにならない表現がよい。

例えば京町家の保存のため、公的な支援制度も拡大され、所有者への補助金交付だけでなく、相続税や固定資産税の減免をはじめ、都市計画上のいろんな手法も使って保護措置が講じられているが、かえって複雑になっている。それでも説明するしかない。一口に文化財担当といっても、職員の間でも得意分野が異なる。市町村間でも、そういうところがある。相互協力が可能なように、制度としては柔軟なものであっていいと考える。

- ・ 登録文化財制度の運用には、市民の声を活かせるようにされたい。
- 登録文化財制度施行後は、広く制度を周知することも重要と考える。
- ・ 柔軟に応じることができる制度にされたい。
  - ・ 市独自に、指定以外の文化財にも手を差し伸べていこうという、寄り添う姿勢を大事にされたものと見受けられる。

運用が大事である。登録文化財候補としてリスト化された公的保護措置のとられた実績のあるものということも参考例とする程度にし、戦略性と柔軟性をもって運用されたい。危機に瀕している文化財など、緊急性の高いものにもとりあえず対応できる制度とされることを望む。

- ・ 大仏鉄道や山背古道など、ケーススタディの材料は多くあるので、調査など手をつけていってもらいたい。

会長 例えば「椿井文書」は、偽文書であるため登録はしにくいが抹殺は惜しいというものがある。経過を追うと偽文書を作成した目的も明らかにできる場合もあり、消し去る立場はとれない。建物や遺跡など含め、登録制度を実施してみること。矛盾点がでてくるかもしれないが、その場合には再検討を。

- ・ 古文書の扱いが不当にされていると感じる。建造物や美術工芸品は、短期で価値が明らかにできるものはよいが、村方文書など短期では価値が明らかにされにくいや、そういうしたものでも登録による保護措置などを検討されたい。
- ・ 「椿井文書」は、市町村史にも大きな影響を及ぼしている。偽文書として著名な「ツガル文書」（東日流外三郡誌）は。

会長 未指定でも、大問題になると残る例といえる。

- ・ 「椿井文書」は、地元への文化的な影響が大きい。

会長 登録文化財の登録基準について、今回の提案で審議会としては了承し、実際の運用で問題が生じた場合には、改めて検討するということでよろしいか。

一同 異議なし。

## 議題② 木津川市指定文化財について（諮問）

市指定候補① 木造阿弥陀如来立像（大龍寺所蔵）

市指定候補② 木造地蔵菩薩半跏像（和泉寺所蔵）

市指定候補③ 加茂塚穴1号墳

市指定候補④ 虫送り行事（北河原区）

以上の4件を木津川市教育委員会から木津川市文化財保護審議会へ指定について諮問。

(質疑応答) ⇒ : 委員 → : 事務局 (意見) ・ ○○～

⇒ 候補①と②の彫刻2件は、どなたが調査を担当されたのか。

→ 候補①の大龍寺像は、龍谷大学非常勤講師で元滋賀県立安土城考古博物館の山下立先生に調査協力いただいた。候補②の和泉寺像は、木津川市文化財保存活用地域計画作成時に調査したもので、当時は奈良大学におられた関根俊一先生にお願いした。

- ・ 大龍寺像のようなタイプは、制作された時代の判定が難しいところがある。説明にあるような快慶一派は、このような作り方はしない。むしろ京都を本拠とした院派の可能性もあるように思われるが、確実なことをいうことは難しい。しかし、鎌倉時代に溯るという見解に問題はなく、指定に異論はない。

和泉寺像も、状態も良さそうで、説明では表面の金箔は後補とされるが、そうとも言いたくないようと思われ、後補だからといって修理時にはがすようなことはせず、慎重にされたい。市指定は適当と思われる。

- ・ 加茂塚穴1号墳は、説明にある「大和王権の勢力範囲を考える上で重要」というのが適當かどうかはともかく、7世紀前半の首長クラスの古墳ということで十分に貴重な存在。市指定に問題はない。

むしろ、過疎化が進む地域に伝わる無形民俗文化財を指定することによって、関係者に過重な負担を強いることを危惧する。

→ 諮問にあたり、北河原区長の内諾を得ている。また虫送り行事が、この地域から転出された方が親子で里帰りされる機会ともなっているとおうかがいしている。

- ・ 他地域であるが、伝統行事の文化財指定が、関係者には負担となっていると思われる例がある。小学校と連携し、旧来在住者だけでなく転入者も含めて、地域全体の行事として継承する取組みが望ましい。

→ 北河原区には転入者はあまりいないが、昨年度に指定した鹿背山区の虫送り行事では、この地区を通学区に含む城山台小学校の、ニュータウン在住の児童や保護者にも参加を案内されている。

会長 今回諮問のあった4件について、木津川市指定文化財として適當と、答申してよろしいか。

一同 異議なし。

(会長から、教育長に答申書が手渡される。)

会長 予定されていた議事は以上ですが、議事として他に何かありますか。

- ・ 登録文化財は、地元の皆さまが大事にされているものを重視するという考えに共感する。登録された文化財は、ぜひ教育に活用いただきたい。また、文化財を転入者と地元在住者との融和策に活用いただくことを希望する。

## 9 その他 特になし

## 10 閉会

### 【会議結果】

令和7年2月14日開催の令和6年度第3回審議会で登録文化財制度の創設が了承され、これに関連する登録基準が今回了承された。

市指定について諮問した4件の文化財について、いずれも木津川市指定文化財として適當と答申があった。